

旭川医科大学病院における医療機器安全管理責任者に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年10月10日病院長裁定)

旭川医科大学病院における医療機器安全管理責任者に関する要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院における医療機器安全管理責任者に関する要項（令和2年6月8日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第5 作業部会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 医療機器安全管理責任者</p> <p>(2) 医療安全管理部副部長のうちから 1人</p> <p>(3) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人</p> <p>(4) 手術部副部長のうちから 1人</p> <p>(5) 放射線部副部長のうちから 1人</p> <p>(6) 副薬剤部長のうちから 1人</p> <p>(7) 材料部副部長</p> <p>(8) 救命救急センター副センター長のうちから 1人</p> <p>(9) 集中治療部副部長</p> <p>(10) 副看護部長のうちから 1人</p> <p>(11) <u>経営企画課長</u></p> <p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7 作業部会の庶務は、<u>経営企画課</u>において処理する。</p>	<p>(略)</p> <p>(構成)</p> <p>第5 作業部会は、次に掲げる者をもって構成する。</p> <p>(1) 医療機器安全管理責任者</p> <p>(2) 医療安全管理部副部長のうちから 1人</p> <p>(3) 臨床検査・輸血部副部長のうちから 1人</p> <p>(4) 手術部副部長のうちから 1人</p> <p>(5) 放射線部副部長のうちから 1人</p> <p>(6) 副薬剤部長のうちから 1人</p> <p>(7) 材料部副部長</p> <p>(8) 救命救急センター副センター長のうちから 1人</p> <p>(9) 集中治療部副部長</p> <p>(10) 副看護部長のうちから 1人</p> <p>(11) <u>会計課長</u></p> <p>(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第7 作業部会の庶務は、<u>会計課</u>において処理する。</p>

(略)

附 則

この規程は、令和6年10月10日から実施し、令和6年8月1日から適用する。

**【改正理由】**

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うものである。

(略)